

短期的な活動のために来港する際の
香港就労査証の要否・手続等についての説明会概要

2018年7月12日
在香港日本国総領事館

6月27日、香港日本文化協会において、参加申込みのあった在留邦人等の皆様に対し、香港入境事務處（以下「入境處」という。）の担当者を招き、標記説明会を実施しました。その概要について、以下のとおり取りまとめましたので、今後、短期的な活動のための来港に際して、就労査証の要否等をご検討される場合にご参照ください。

なお、別添については、本説明会において配布した資料になります。

1 日時

2018年6月27日（水）15時00分から16時30分まで

2 概要

(1) 就労査証の要否・手続等について

当館担当者より、別添資料に沿って以下のとおり説明を行った。

ア 就労査証を要しない6つの類型については、以下のとおり（入境處ホームページに掲載済み）。

- ① 契約の締結、入札への参加
- ② 商品や設備の梱包・設置に係る検査・監督
- ③ 展示会や貿易見本市への参加（一般大衆に対し、直接的に商品の販売やサービスの提供を行う行為、及び、展示ブースの設置作業は除く）
- ④ 賠償履行及びその他民事訴訟
- ⑤ 商品説明会への参加
- ⑥ 短期セミナーやその他のビジネス会議への出席

イ 上記ア③の「展示会や貿易見本市への参加」の具体的な基準については、別添の第2パラグラフにあるとおり、短期間の製品・サービス又は地域のプロモーションであり、直接商品の販売やサービスの提供を行わない活動であった場合は就労査証が不要となる。

なお、以下5点に該当する場合は、就労査証を要しない可能性がある（ただし、活動の態様によっては就労査証を必要とする場合もある）。

- ① ハッピーその他、製品・サービスや地方を紹介するような言葉や図柄の描かれた衣装を身に付けること
- ② 製品・サービスや地方をプロモーションするためハイライトすること（ブランド名を連呼すること等）
- ③ 製品の試飲・試食を勧める等、無償で製品やサービスを推薦すること（アルコール飲料、その他の飲料を試飲のために注いだり、食材を食器に並べる、カットする、加熱するといった簡単な調理も含まれる）
- ④ 試供品、チラシ等を配付すること
- ⑤ アンケートを配付すること

ウ 上記アの6つの類型以外でも、以下3点を満たす講演・プレゼンテーションについては、就労査証を要しない。

- ① 報酬を得るものではないこと（宿泊費、旅費、食費等イベントに関わる費用を提供したり、あるいは補填することは認められる）
- ② 7日間以内であること
- ③ 1回のみであること

エ ダンス、日本の伝統舞踊等のパフォーマンスを行う場合には、例え短期間で、非商業目的で、報酬を得ないとしても就労査証を要する。

オ 公務による来港であっても、一般旅券で入境する場合には、適当な査証が必要である。

カ （就労査証の要否等に関する）問合せ先については、以下のとおり。

なお、問合せの言語は中国語又は英語となる。

電話番号：（852）2824-6111

メールアドレス：enquiry@immd.gov.hk

キ 入境處の短期的活動に係る就労査証の発給処理については、出来る限り早期に行う。入境處は、必要な書類がそろった日から起算して、7日から10日ワーキングデイ内に発給出来るようにしたいとしているが、これはあくまで努力目標である。

（2）質疑応答

本説明会中及び参加申込時の出席者からの質問及び要望に対し、入境處担

当者より、以下のとおり回答を行った（以下、○：質問、●：回答）。

ア 質問及び回答①

- 日本政府や地方自治体等の販売を含まないイベントにおいて、運営支援者、出展者、イベント出席者それぞれの就労査証の要否について
- まず、そのイベントに販売の要素があるかどうかが重要であるが、（販売の要素が）ある場合は就労査証が必要である。また、イベントの主催者と出展者との間に口頭か書面かを問わず雇用関係があるかについても重要であり、報酬がある場合は就労査証が必要である。例えば、日本の有名女優がイベントに出席した際、契約書に報酬があると記載がある場合がこれに当たる。また、商品の陳列等の販売に関わるものであれば、当然就労査証が必要である。

一方、就労査証が不要なケースの具体例については、以下のとおりである。

- ① 企業のCEOが、業務視察のためイベントに参加すること
- ② プロバスケットボール選手が、実際にプレーをせず経験談のみを語ること
- ③ イベントのブースにプロモーターが入り、プロモーション活動のみを行うこと

イ 質問及び回答②

- シェフが料理イベントを開催し、実施する場合の就労査証の要否について
- シェフがどこで、どのようなイベントをするかによって、就労査証の要否が変わる。つまり、自らの職業のスキルに関わることをイベントで行った場合は、就労査証が必要である。シェフであれば調理をすることがこれに当たる。したがって、ブースに立つのみで調理をしない場合、就労査証は不要ということになる。さらに、レストランやホテル等、調理のための設備が備わっている場所で行われる場合、実際に調理するということが想定されるため、就労査証が必要である。また、雇用関係の有無も重要であり、契約が存在する場合は雇用関係があると判断されるため、就労査証が必要である。

ウ 質問及び回答③

- 学生団体主催の講演会に航空券代及び謝金を支払い講師を招聘する

場合に、誰が査証（ビザ）スポンサーになることができるのか。

- 主催する機関が査証のスポンサーになり得るため、学生団体や生徒会のようなものでも査証（ビザ）スポンサーになり得る。また、講演会を運営するイベント会社でも差し支えない。なお、日本の著名な大学教授を呼んで、講演する場合は就労査証が必要である。

エ 質問及び回答④

- 期間は1週間以内で、イベントに作家やアーティストを招聘し、イベントの設営やトークイベントを行ったり、デパートにおいてPOP UPの販売等のプロモーションを行ったりする場合の就労査証の可否について

- 例えば、ブックフェアにおいて、作家が無報酬で経験談を語ることは、スピーチと同じであると捉えることができることから、就労査証は不要である。一方、著名人が報酬有りサイン会に出席する場合や、イベント関係者がブースの設置などイベントの設営に関わる場合は、就労査証が必要である。

なお、デパートでのイベントにおいて、販売に関わるものであれば、就労査証を取得しておくことをお勧めする。

オ 質問及び回答⑤

- 少額の謝礼で、元プロ野球選手が野球教室で、子供達に野球を教える場合の就労査証の可否について

- 自らのスキルである野球の技術を利用して教えるということになり、報酬の有無を問わず就労査証が必要である。また、就労査証の可否の判断において、実施する場所も重要な判断要素である。

カ 質問及び回答⑥

- 客先訪問等の営業活動を行う際に、具体的にどのような活動の場合に就労査証が不要なのか

- 営業活動に関して、配布資料（別添）に記載のある6つの類型に該当する活動については、就労査証が不要であるが、物を製造するというものであれば必要である。

また、就労査証の可否を判断する場合、活動内容と滞在期間も大きく関係している。例えば、契約の締結のために3、4か月滞在しているということであれば、在留状況として疑わしいものになる。

キ 質問及び回答⑦

- 就労等の査証保持者以外には、給与や謝金を含め一切お金を支払うことはできないのか
- 支払うことはできない。基本的に、お金を支払うということは、そこに雇用関係が存在していると考えられるからである。

ク 質問及び回答⑧

- スポンサーになった場合の責任について、ご教示願いたい。例えば、レストランで食中毒が発生したり、店で違法なものを売ったりした場合の責任については、スポンサーに課されるのか。
- 申請時にスポンサーが提出する資料にも記載されているが、その中身は在留期限内に香港から出境することを求めているものである。その他の問題が発生した場合の責任については、発生した事案の内容に対応する法令によって判断される。

ケ 質問及び回答⑨

- 日本にいるメーカーの社員が、販売促進のために香港のスーパーマーケットで既に販売されている商品について、試食を提供したり、商品を説明したりする場合の就労査証の要否について
- そのような販売促進を行う場所には、レジが存在していないということが想定され、プロモーションと同様と考えられることから、就労査証は不要である。仮にレジが販売促進を行っている場所にあれば、就労査証は必要である。

コ 質問及び回答⑩

- 必要書類について、契約書、レター、旅券の写しがあれば申請可能であるとのことであったが、卒業証明書の写し、過去の仕事における在職証明書、所属先の財務状況が分かる資料等は必要ないのか
- 査証の種類によって、提出する資料が変わってくる。活動によっては学歴証明書が必要な場合もあるし、数次査証の申請の際には学歴証明書が必要な場合もある。

サ 質問及び回答⑪

- 中国の深センと香港の両方で働く場合には、中国本土及び香港の両方の就労査証が必要なのか、ご教示願いたい。ある法律家は、中国という同じ一国であるのに、二つの就労査証を取らなければならないと

ということについて、疑問を持たれる方もいるようである。

- 香港特別行政区基本法によれば、香港では香港における出入境に係る一切を決定する権利があるため、香港においても就労査証は必要である。もちろん、香港での業務について、就労査証が必要でない短期的な活動であれば、不要である。

シ 質問及び回答⑫

- short-termの定義について、ご教示願いたい。先ほど、7日以内は短期、3か月は長期という話が出たが、ビジネスにおいては数週間や1か月の期間を要する業務もある。どのくらいの期間が長期であるというような基準はあるのか。
- 7日という期間は、スピーチやプレゼンテーション等の講演の場合であり、その他の活動については、基準というものを設けておらず、ケース・バイ・ケースで判断している。例えば、展覧会であれば、通常短期とみなされているところがあるが、デパートにおいて2か月から3か月間、ブースを設置しているような場合は長期と判断される。

ス 質問及び回答⑬

- (就労査証不要の) 講演回数については1回ということだが、例えば、同じ講演を1日で2回する場合もあれば、1週間で3回する場合もある。この1回というのは純粋に回数のことを意味するのか、それとも一連の講演ということの意味しているのか。
- 一連の講演という意味である。したがって、同じ講演であれば、1日で2回や1週間で3回でも問題ない。過去に、同じ講演を同じバスケットボール選手が複数回行った場合もあった。更に言えば、同じ性質の講演であれば、別の場所で開催されたものも含め複数回になっても一連のものともみなされる。

セ 要望及び回答①

- 医学関係の学会やその他の会議に招聘する講師に講演料を支払う場合に取得する就労査証の提出資料について、緩和をお願いしたい。
- 今までの回答を聞いて、就労査証申請の要否についての判断が複雑であると思われるかもしれないが、短期的活動のための就労査証審査の場合、入境處はなるべく柔軟に対処している。例えば、商品に関するイベントを行う場合、申請書、レター、旅券の写しのみで申請を受

け付ける等、できる限り手続きを簡略化している。入境處としては、就労査証の審査を可能な限り1週間以内にしており、開催されるイベント等の日程も考慮しながら行っている。

ソ 要望及び回答②

- メールで問い合わせると、回答として法令のコピーが貼付される場合があるため、明確な回答をお願いしたい。
- 問い合わせ時に、詳細な情報を提供いただければ、迅速かつ詳細に回答が可能である。

タ 要望及び回答③

- 香港入境前に就労査証を申請する時間が無い場合に、入境時に申請・取得できるアライバルビザのような制度の導入をお願いしたい。
- 現時点でそのような制度の導入は考えていない。なお、他国においてアライバルビザを導入しているのは、観光査証のみであると承知しており、既に日本国籍者には査証免除措置を実施している。また、就労査証の申請には多くの資料が必要であり、入境時に資料を提示できなければ入境を拒否されることになる。

Under the laws of Hong Kong, permission given to Japanese nationals to enter Hong Kong visa free as visitors shall be subject to the conditions, among others, that they shall not take any employment, whether paid or unpaid, or establish or join in any business during their stay in Hong Kong. That said, a person permitted to enter Hong Kong as a visitor may generally engage in certain business-related activities, including:

- (a) concluding contracts or submitting tenders;
- (b) examining or supervising the installation/packaging of goods or equipment;
- (c) participating in exhibitions or trade fairs;
- (d) settling compensation or other civil proceedings;
- (e) participating in product orientation; and
- (f) attending short-term seminars or other business meetings.

To further clarify the business-related activities under the above (c), no visas are required for Japanese nationals coming to Hong Kong from enterprises, organizations, local governments, etc. in order to promote the enterprises/organizations' products/services or to introduce and promote their local regions at exhibitions, fairs, events, etc. held in Hong Kong or at department stores, supermarkets, etc. in Hong Kong subject to the following conditions being met:

- (a) The activities are for promotion and short-term; and
- (b) They are not involved directly in selling goods or providing services.

Besides, a person permitted to enter Hong Kong as a visitor may attend an event to deliver speech(es)/presentation(s) subject to the following conditions being met:

- (A) He/She will not be remunerated for speaking/presenting at the event (other than provision of accommodation, passage, meals, etc. relating to the event, or the reimbursement of such expenses);
- (B) The duration of the whole event should be no longer than seven days; and
- (C) He/She can only attend one such event to deliver speech(es)/ presentation(s) during each period of permitted stay.

For Japanese nationals who intend to come to Hong Kong to engage in an activity other than those mentioned above, they may need to obtain appropriate class(es) of visa before visiting Hong Kong.

Employment visas are normally required for non-locals (including Japanese nationals) to participate in performances even on a short-term basis, such as dancing or Japanese traditional dances, whether the performances are for non-commercial purposes and are not remunerable. For example; the following activities will be regarded as performances.

- Entertainment in the opening and/or closing ceremonies of the “Japan Autumn Festival in Hong Kong”; and
- Events with the purpose of interaction between ordinary citizens from Japan and Hong Kong citizens.

Such visa requirement is applicable to holders of ordinary passport holders even they are coming for official purposes..

The Hong Kong Immigration Department recommends Japanese nationals to make inquiries by phone on 2824-6111 or by email at enquiry@immd.gov.hk , before coming to Hong Kong if they are unsure about whether or not they need employment visas. The Immigration Department will strive to answer the inquiries promptly.

When employment visas are required, the Hong Kong Immigration Department will strive to accord facilitation as far as practicable to expedite the processing of employment visa applications in the cases of short-term activities. Also, multiple-entry visas may be considered based on individual merits, such as planned multiple events that can be further proved by, for example, the contract with the event organizer.

(end)